

水素・アンモニアの商用サプライチェーン 支援制度について

令和4年11月16日

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

資源・燃料部

前回頂いた主な御意見要旨①

総論及び次回以降の論点

- **この仕組みを実行すれば政府目標の実現につながるというメッセージを示していく必要がある。**2030年、2050年の断面での絵姿も必要ではあるが、実際に需要がいつ、どのくらいになるのか、海外からの輸入については相手国、海外の市場参加国という部分の蓋然性も示す必要がある。(原田委員)
- **レジリエンスの面**で水素等のエネルギーをどう扱うか考えておくべき。(平野委員)
- 需要家が選択して**市場が広がっていくためのインセンティブの確保、社会的な認知度向上、投資家のリテラシー向上等**をどう図るか評価項目に入れるかどうかは別として考えていく必要がある。(工藤委員)

論点1：支援方針の基本的考え方

- CO2の閾値を国際的に遜色ない水準にすることは賛成。一方でグレーを最初から排除しないのは反対。**基本的にはグリーン又はブルーとし、例外的に説明可能なグレー案件は受け入れる**という書き方にすべき。(村上委員)
- S+3Eに沿って議論を組み立てるのは政府の指針にも整合している。他方で、水素・アンモニアはエネルギー源として黎明期であるため、他のエネルギーに要求するような項目を同様に要求するのではなく、ファーストムーバーやそれ以降、燃料別等で区別する必要がある。(島委員)
- この制度は現在の事業への支援ではなく、**世の中が変化することを見据えたものにすべき**なので、足下でグレーを使うというのは本質ではなく、政府目標に向けて今後どうなるべきかを考えた方がいい。(辻委員)

論点2：選定方式

- ファーストムーバーを手厚く支援することは同意。だが、手を挙げたもの勝ちにならないようにしっかり評価すべき。**競争が働く形にしてほしい。**(秋元委員)
- ファーストムーバー支援でよいと思うが、**ファーストムーバーとしてどこまで認めるかが重要。**また、ファーストムーバーでさえあれば全面支援でいいのか、政府としてのルール設計、説明責任を果たす必要がある。(宮島委員)
- エネルギー市場は先が見えないため、**キャリアの種類は一通り枠があった方がいい。**ファーストムーバーの中でも1・2件目等はコストによらず評価すべき。(平野委員)
- 国内事案が採択されることが重要。**国内、国外で枠を分けるべき。**(村上委員)

前回頂いた主な御意見要旨②

論点3：案件評価項目案

- 複数の指標で評価することは賛成、項目のウェイト付けは慎重な議論が必要。定量的な指標を重視すべき。（秋元委員）
- 水素・アンモニア以外にもCCS等あらゆるものが社会全体で広がっていく。これら他の技術との相関及び脱炭素化に向けた相乗効果を考慮すべき。（工藤委員）
- 評価項目として欠けている点は、水素は非化石電源の導入拡大に資するという点。国内製造については100%国内は難しいかもしれないが、有事の際もコア部品が確保できるか等、今後議論。（竹内委員）
- 事業実現の確実性という観点から、全ての負担を供給者に負わせるのは困難。トランジションのファイナンスもつきやすくなるため、オフテイクとの共同申請を認める等、ポジティブなスパイラルを誘発する仕組みにしてほしい。（竹内委員）
- 評価項目については、網羅されているがゆえに、評価の順番をつけるのが難しい。ジャッジする人は誰なのか、どういうメンバーなのか、内輪でやってないか、外から意見言えるのかが重要。また、状況が変わる中で新しい知見を取り込むため、あとの変更、修正等を受け入れる余地をもつ必要がある。（宮島委員）
- 総合評価から踏み込んで戦略的評価が必要。経済合理性だけでは判断が難しいようなトレードオフを決めていく段階においては、日本として何を指すか、政府が責任をもって意思をこめた設計にすべき。（重竹委員）
- 必須項目と点数化していく項目があるので区別が必要。（辻委員）
- 企業が競争するときには、限界費用に基づく競争になると思われるので、事業の選定における価格競争の「価格」指標を明確化すべき。（北野委員）
- 安定供給の観点からは、調達先の評価を入れても、現実的には1箇所から大量調達という形になると思う。セカンドムーバー以降はこれらの観点を含め評価項目を作り直すべき。（近藤委員）
- 天然ガスの需要を押し上げてしまう可能性があるため、天然ガス改質はよく検討する必要がある。（竹内委員）

前回頂いた主な御意見要旨③

論点4：支援の骨格

- 参照価格が何によって変動するかをよく分析した上で、**販売努力、需要開拓努力、コスト削減努力が収益の幅を上げる形にすべき**、逆（努力が足りないのであれば、収益が下がる仕組み）も然り。（平野委員）

論点4－1：基準価格の設定方法

- 基準価格を設定する時点から、**コスト削減インセンティブが働くよう**、競合他社との競争の中でやるべき。（北野委員）
- 基準価格については、企業が自前で金融機関から調達する場合を含むということであれば、**見直しのタイミングについてレンダー目線での要望と具体的にかみあうように制度設計すべき**。（島委員）

論点4－2：基準価格の見直しについて

- **毎年見直しは総括原価に近いので賛成しかねる**、全期間固定か、一定期間ごと見直しが妥当だと思う。将来のリターンの見込みが高い方が望ましい。（秋元委員）
- ファイナンスの観点からすると全期間固定が理想的だが、見通しがつきにくいところもある。利息を基準価格に一定程度連動させることも一案だが、ファイナンスコスト、プロジェクトコストに反映されてくるので、変動にするとしても、できるだけ単純化、または変動幅を限定する等が必要。（原田委員）
- FITの経験から基準価格の全期間固定は受け入れづらい。企業がどれくらい受け入れるかによるが、**変動を入れつつ、質を担保する必要**がある。（宮島委員）

論点4－3：支援期間

- 水素還元製鉄などの償却期間を考えれば、15年も理解できるが、いっそ20年でもいい。超過利潤をどれくらい見込むのか等、引き続き検討が必要。（秋元委員）
- 支援期間15年では技術が未成熟な段階で入れていくことになるので、O&Mや、**やむを得ず設備を全入れ替えするような場合を含め、予見性高める必要**あり。（竹内委員）
- 一定期間で見直すべき。**原則15年で、必要に応じて説明がつく範囲で伸ばしていく方がいい**。（村上委員）
- 支援期間は長い方がいい。ファーストムーバーは固定的でいいが、セカンドムーバー以降は見直し期間の見直しを含めて検討すべき。（近藤委員）

制度設計・検討の全体像

- 前回の小委員会では、水素・アンモニアの商用サプライチェーンの支援の制度設計の一部論点について御議論をいただいた（発言要旨 p1～3）。
- 引き続き制度の具体的設計について、とりまとめにむけて論点と留意すべき事項について御議論いただきたい。

中間整理

議論を踏まえた方向性を示しつつ、詳細設計に当たっての論点を提示

制度設計開始

詳細設計に当たっての論点を提示し、具体的な制度を検討

制度設計中間とりまとめ

本日御議論いただきたいこと

- 本日は、制度設計における論点のうち、下記「今回の論点」について御議論いただきたい。
- 次回以降の論点としては、下記に挙げた点とともに前回ご意見いただいた点のさらなる検討が必要となると考えているが、改めて追加等がないかご意見いただきたい。

前回までの論点

- ・ 価格・量的リスクの緩和モデル
- ・ 支援範囲
- ・ 支援対象者
- ・ 支援対象プロジェクトのCO2閾値
- ・ グレー水素・アンモニアの支援のあり方
- ・ 支援方針の基本的考え方
- ・ 選定方式
- ・ 案件評価項目案
- ・ 支援の骨格
- ・ 基準価格
- ・ 支援期間

今回の論点

1. 参照価格
2. 設備稼働率について
3. サプライチェーンのタイプごとの支援の考え方
4. 国内事業への支援について
5. 低炭素基準について

次回以降（案）

- ・ 案件の選定等に係る適正な手続きについて
- ・ コスト低減が図られるための仕組み
- ・ 中間とりまとめ骨子案

※併せて、水素・アンモニアの導入に係る制度基盤の整備に関しても議論が必要。

論点1：参照価格

- 参照価格は、前回論点として議論頂いた基準価格と並び、本制度における事業者への支援額を決めるための価格指標。
- **参照価格の決定において留意すべき性質**としては下記の通り。
 - ① 基準価格と参照価格の差額の全部または一部が供給事業者への支援額となるため、供給事業者が基準価格（＝事業継続に要するコストを合理的に回収可能な価格）を受け取るためには、参照価格は水素等の販売価格（の最低価格）となる。
 - ② 水素等は、現在使用している燃料の代替燃料として消費されることが期待されるため、参照価格が既存燃料価格に比べ、あまりにも高額での取引となれば最終需要家の消費は進まない。
 - ③ 参照価格が引き下がれば、水素等の導入は進むが、支援額が増加し、制度の費用対効果が低下する。
- 本来であれば、一物一価の考えから、市場平均価格の実績に基づいた、全事業者一律の客観的な水素市場価格やアンモニア市場価格が指標として参照価格に用いられることが望まれるが、現在は全国でクリーンな水素等がコモディティとして取引される市場も、そこで客観的な価格指標となるような市場価格も存在しない。今後水素等の導入を進めていく中で、公正な取引市場が形成されることが望ましいが、市場の形成には一定期間を要するため、具体的な取組みについては別途議論の必要がある。
- 水素等の導入により、クリーンな燃料として既存の化石燃料が代替されることが期待されるため、参照価格としては現在取引されている**既存燃料のパリティ価格を基礎として設定することとしてはどうか。**

*パリティ価格：水素と比較して、同じ熱量もしくは仕事を得るのに必要な燃料の市場価格

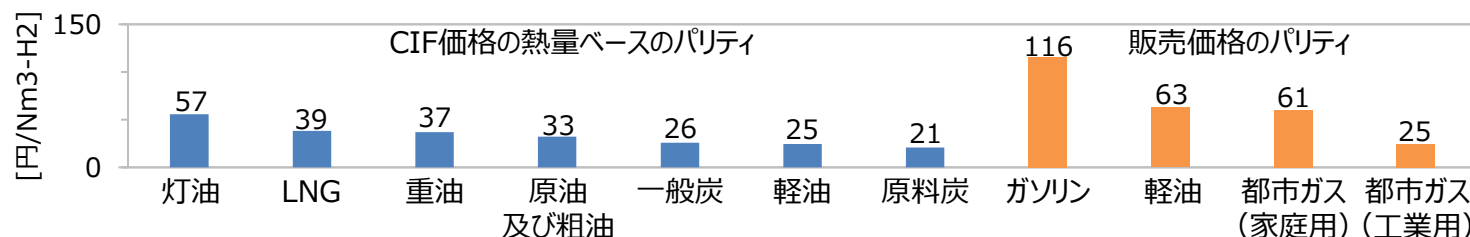
論点1-1：参照価格の決定方法

- 水素等は発電や車・船舶等の輸送分野、産業分野等での燃料利用、鉄鋼や化学分野等での原料利用など、将来的には多様な需要先が見込まれる。
- 参照価格を各需要先における既存燃料に応じて複数設定すると、制度が複雑化するだけでなく、制度の費用対効果を損ねる懸念もある。**制度の費用対効果がより高いものから優先して燃料転換を進め、早急に水素価格を引き下げること**を目指し、また一物一価の観点からも、支援制度の原則としては、**一つの既存燃料価格を参照価格として設定すべきではないか。**
- 特に、本制度で検討しているファーストムーバーによる水素等の導入段階において、**水素は主に天然ガスの代替燃料として、アンモニアは主に石炭の代替燃料としての需要**が見込まれる。これらの燃料を早期に転換するため、少なくとも導入初期においては原則として**水素は天然ガス価格を、アンモニアは石炭価格**をそれぞれの参照価格としてはどうか。
- なお、将来的には需要家が他の燃料の代替燃料として水素等を利用することも想定されるところ、燃料によっては天然ガスおよび石炭価格までの支援は過剰支援となりうる。この場合には、別途参照価格を設けるか、収益納付による過剰分の返還を求めるなどの対応が必要ではないか。

*参照価格は、他の技術の進歩や水素等の導入状況、社会情勢等を鑑みて適切に見直される。

*アンモニアの参照価格を石炭価格とすることは、アンモニアの主な需要先である石炭火力の燃料転換とそれに伴う石炭依存度の低下を早急を実現することに資するもの。

既存燃料のパリティ価格



※新電力ネット「コモディティ統計情報」（燃料価格）、資源エネルギー庁「標準発熱量・炭素排出係数（総合エネルギー統計）」（単位熱量）より事務局作成。水素の熱量を12.9MJ/Nm3（HHV）として計算。
 ※燃料CIF価格（2022/09時点）：灯油（160円/L）、LNG（165円/L）、重油（113円/L）、原油及び粗油（98円/L）、一般炭（53円/kg）、軽油（73円/L）、原料炭（47円/kg）
 ※ガソリン、軽油については給油所小売価格（ガソリン：170円/L、軽油：150円/L 2022/09時点）にガソリン車、ディーゼル車等の燃費を考慮に入れて換算。（詳細は第2回水素アンモニア小委員会参照）
 ※都市ガスについては平均販売単価（家庭用：213円/m3、工業用：87円/m3 2022/07時点）を元に熱量ベースで換算。

論点1-2：参照価格における環境価値の扱いについて

- 本制度において、昨今の社会的な脱炭素化への要請及び炭素価格をみれば、燃焼時にCO₂を排出しない水素・アンモニアの取引価格は、**既存燃料のパリティ価格より相対的に高く設定される**ことが想定される。
- その際、「既存燃料のパリティ価格」と「その燃料の代替用途で購入される水素等の取引価格」との価格差は水素等を導入することにより生じる**環境価値**であると考えられる。

*水素等への燃料転換により従来燃料と全く等価の仕事が得られるものと仮定すれば、この価格差は水素等の持つ燃料用途としての価値では無く、CO₂排出量を削減できる価値の現れであると考えられるため。

- この環境価値は、水素等を購入することにより燃料転換を進める最終消費者が享受しうる便益であり、また、他制度との整合という観点からも、最終消費者に帰属されるべきものと考えられるのではないか。

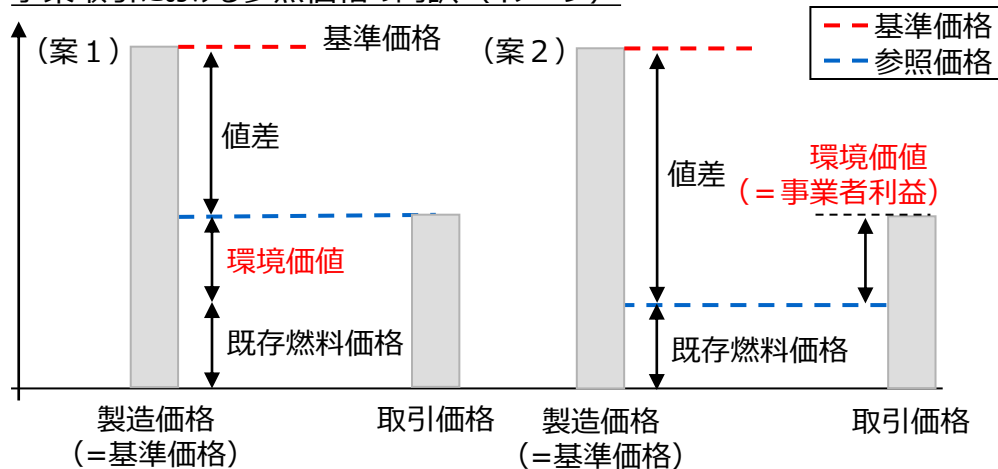
【他制度における水素等の消費における環境価値の扱い】

- 改正省エネ法の定期報告において、非化石エネルギーの使用状況や計画の報告が義務付けられており、また、これらの情報を任意に開示して、企業のサステナビリティ情報としてESG投資を呼び込むなどの議論も進められている。（参考：第37回省エネルギー小委員会事務局資料）
- 制度検討作業部会において、発電事業者は水素等を燃料として使用した場合に生じる環境価値を、非化石価値取引市場において取引することが想定されている。（参考：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会）
- ここで、受益者負担の原則からすれば、環境価値分の価格は価値を享受する最終消費者が負担するべきであり、従って、取引価格の下限値として機能する参照価格には、事前に環境価値が含まれた額として設定されるべきではないか。（次ページ案1）
- 水素等の有する環境価値を国が事前に決定することは困難ではあるが、**石油石炭税やGXリーグでの排出量取引価格、非化石証書取引価格などを参照しつつ**定まるような仕組みとしてはどうか。また、環境価値はこれら他の制度との整合を見ながら定期的に見直す必要があるのではないか。

論点1-2：参照価格における環境価値の扱いについて

- 他方で、環境価値を参照価格に含めないものとした場合であっても、依然取引価格は既存燃料価格に環境価値が上乗せされ、**最終需要家の負担は変わらない**とも考えられる（案2）。この場合において、環境価値は供給事業者と需要家との間で市場の原理によって評価・決定され、供給事業者の利益となる。ただし、本制度においては、基準価格までの支援によって適正な収益が見込まれるものと想定していることを鑑みれば、環境価値により生じるこの利益は供給事業者への過剰な支援にあたるのではないか。
- 以上の観点から、参照価格における環境価値の扱いについてご意見を頂きたい。

水素取引における参照価格の内訳（イメージ）



参照すべき価格例

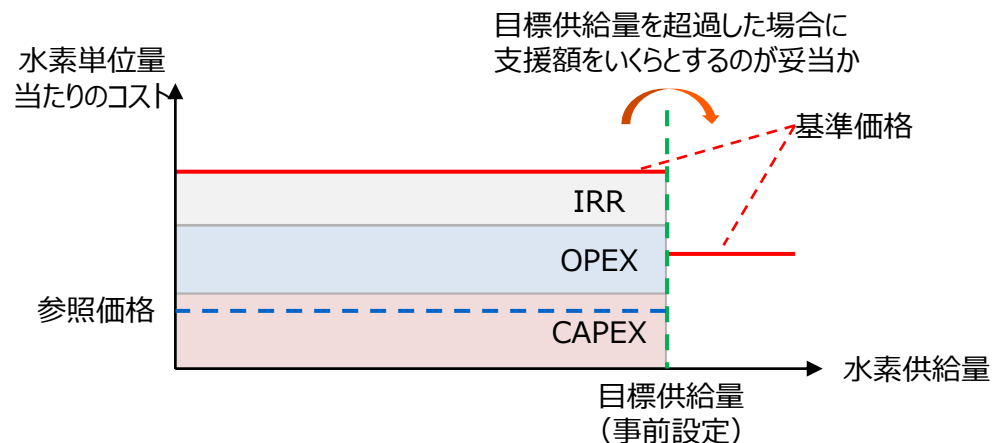
参照指標（候補）	価格
非化石証書	FIT証書：0.3～4 円/kWh 非FIT証書：0.6～1.3 円/kWh
石油石炭税 +地球温暖化対策のための税	天然ガス：689 円/t-CO2 石炭：590 円/t-CO2
Jクレジット取引価格	省エネ：800～1,600 円/t-CO2 再エネ：1,750～3,500 円/t-CO2
GXリーグ排出量取引価格	(来年度以降開始予定)

出典：電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会資料、JPX「カーボン・クレジット市場日報」（2022年9月22日～2022年11月4日）、環境省「CO2排出削減に関連する既存の諸制度とカーボンプライシングの関係について」などを元に事務局作成

論点2：設備稼働率について

- 前回委員会では**基準価格**について、供給事業者が「**一定以上の設備稼働率**で事業を行った場合に、単位販売量あたりの対価として、その水準での収入があれば事業継続に要するコストを合理的に回収でき、かつ適正な収益を得ることが期待される」価格としているところ、この**稼働率は事業者が自ら事前に設定し、それに応じて基準価格が設定されることを前提**として議論が進められている。
- 他方で、**実際の稼働率は事前に設定した目標値から上下することが想定**される。
- ここで**水素製造設備の稼働率が目標値を下回った場合**、事業者は当初想定した水素供給を行うことができないため、稼働率に応じて支援額は減額となる。コスト回収リスクを回避するために、**事業者による稼働率の目標値は保守的に設定**されると考えられる。
- 実際に事業が開始すると、保守的に見積もった**目標値より多くの水素供給が期待されるが、超過した分の扱いについて**、どのような扱いとするのが適切か。（次ページで議論）
- その上で、**基準価格の見直し**については前回委員会の論点4-2でもご議論頂いたが、これに関連して、供給量が目標値を過剰に上回る（もしくは下回る）状況が継続する場合においては、見直しの対象としてはどうか。

水素供給量と支援額（イメージ）



論点2：超過生産分に関する考え方

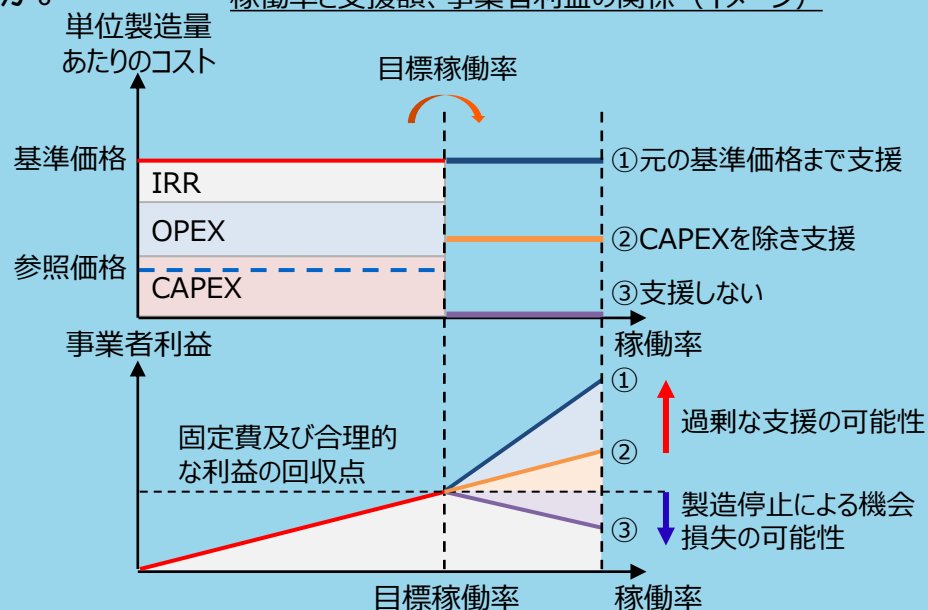
- 目標供給量を超過した分の水素等の扱いについて、前提として、**目標稼働率を達成し、事前に設定した基準価格までの収益を得ることができていれば、事業者は固定費及び合理的な利益を回収済み**である点に留意する。
- 超過した分の扱いについて、「①**同じ基準価格まで同様に支援**」、「②**基準価格からCAPEX分を除いた額を上限として支援**」、「③**支援しない**」が考えられる。

① 制度が複雑になることは避けられる反面、上述の通り事業者が既に一定の収益を含め回収できていることを鑑みれば、過剰な支援となりうるため適切ではない。

② 基準価格からCAPEX分を除いた額を上限として支援するとすれば、事業者は販売量に比例して収益が得られるので、**水素供給量は最大化される**と考えられる。また、超過生産分については単位量当たり水素に対する支援額も抑えられ、費用対効果は高い。他方で、超過生産した全量まで支援対象となれば、低めの稼働目標を設定し、余剰の利益を得る事業者を誘発することにも繋がりうる。従って、②の場合には案件の採択の際に**目標稼働率に下限値を設けるなどの対策が必要**となるのではないかと考えられる。

③ 本制度が**将来的に事業の自立を前提**としたものであることを踏まえれば、**基準価格からCAPEX分を除いた水素販売価格は市場で流通可能な価格となるべき**。こうした理由から、③のように超過分に対する支援は不要とも考えられるのではないかと考えられる。他方で、特に導入初期についてはCAPEXを除いても製造コストが高く、目標稼働率を上限としてそれ以上の水素製造が行われなくなる可能性もある。水素製造の機会損失を抑えると言う観点からは、**一定程度の支援を行うことは許容されうるのではないかと考えられる。**

稼働率と支援額、事業者利益の関係（イメージ）



論点3：サプライチェーンのタイプごとの支援の考え方

- 本制度では供給者側支援をベースに考えるが、サプライチェーンを構築するスキームは多様で、供給者が支援の受け手となる場合の整理が必要。
- 供給者のタイプには、大きく分けて①**自ら製造・輸送し、需要家に販売する** ②**第三者から調達した水素等を需要家に販売する** ③**自ら製造・輸送して自ら使用する** に大別される。さらに、複数の事業パートナーとジョイント・ベンチャー等を組成してサプライチェーンを構築するなど様々なタイプがある。これらを事前に全てを把握することは困難であるため、次ページでいくつか代表的な事例を用いながら、支援の受け手となるべき事業体をご議論頂きたい。

* 実際の案件選定は、前回小委の論点3で示した総合評価に基づいて選定されるが、ここではその際の基本的な考え方を整理する趣旨。

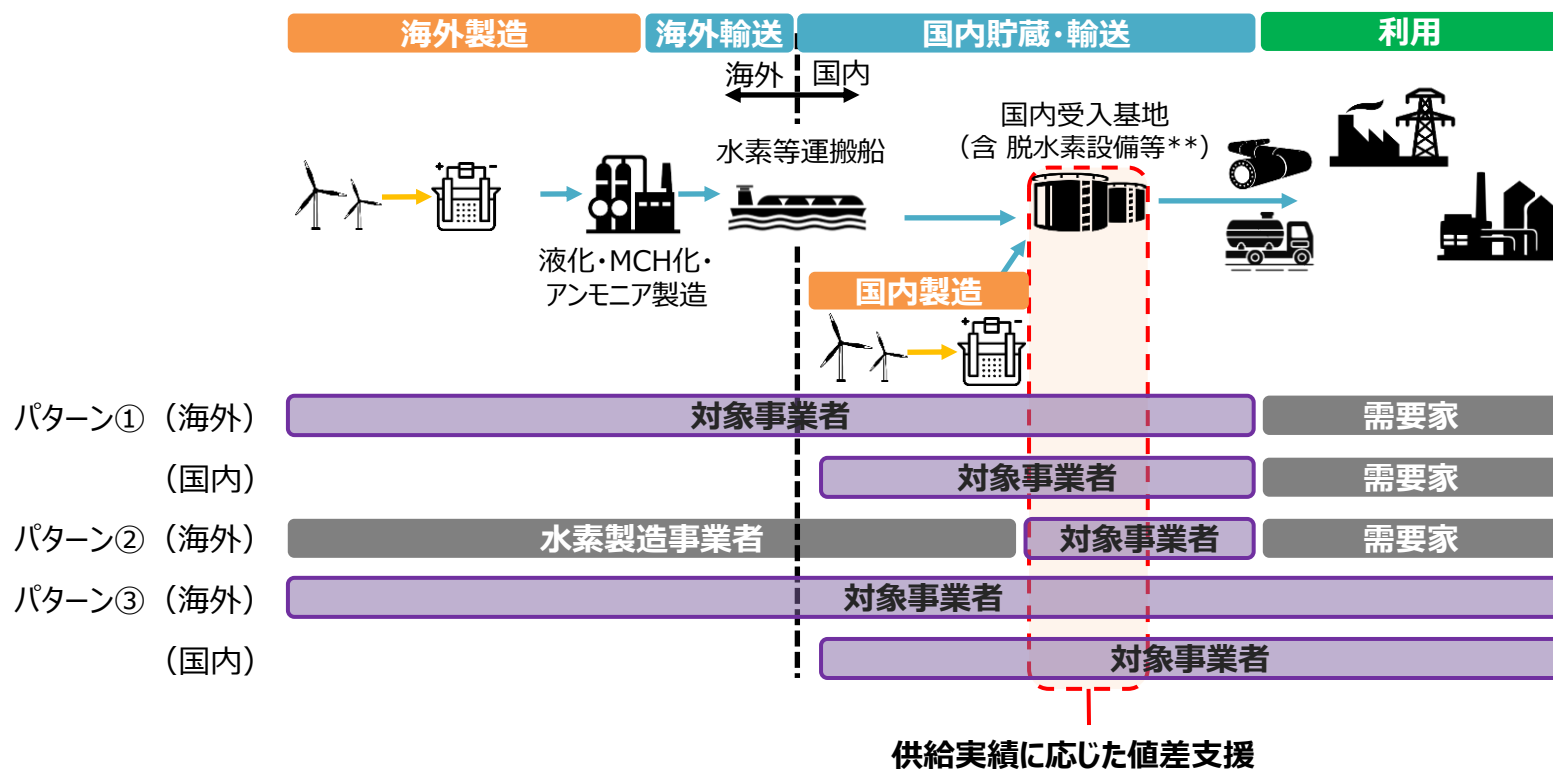
- 前提として、同じプロジェクト内で複数の事業会社がサプライチェーン上の役割ごとに存在する場合（例：水素製造事業会社、輸送会社、販売会社）が典型事例として想定されるが、その場合は最終的に本邦の需要家に供給する契約当事者、またはそれらの事業会社を束ねプロジェクトを主導しているとみなせる事業会社を供給事業者と考える。

論点3-1：支援の受け手となるべき事業体の整理

- 主に自ら水素を製造・輸送し、本邦需要家に販売する形式（パターン①）については、安定した水素供給サプライチェーンの構築に与するため、S+3Eの観点からも国内・国外の別や価格を問わず優先して支援対象とすべきではないか。
- 他方、第三者から調達した水素等を需要家に販売する仲介事業者（パターン②）について、国外から水素を調達する場合は、事業者努力による水素供給コスト低減が限定的で、またエネルギー安全保障上の緊急時における対応の確実性が低いなど、強靱なSC構築への貢献が限定的である可能性を含めて評価すべきではないか。

*パターン②における国内事業については、仲介事業者が消費者として水素供給事業者より水素供給を受けるものとみなせるため、パターン①とみなす。

サプライチェーンのタイプ別支援対象（イメージ）



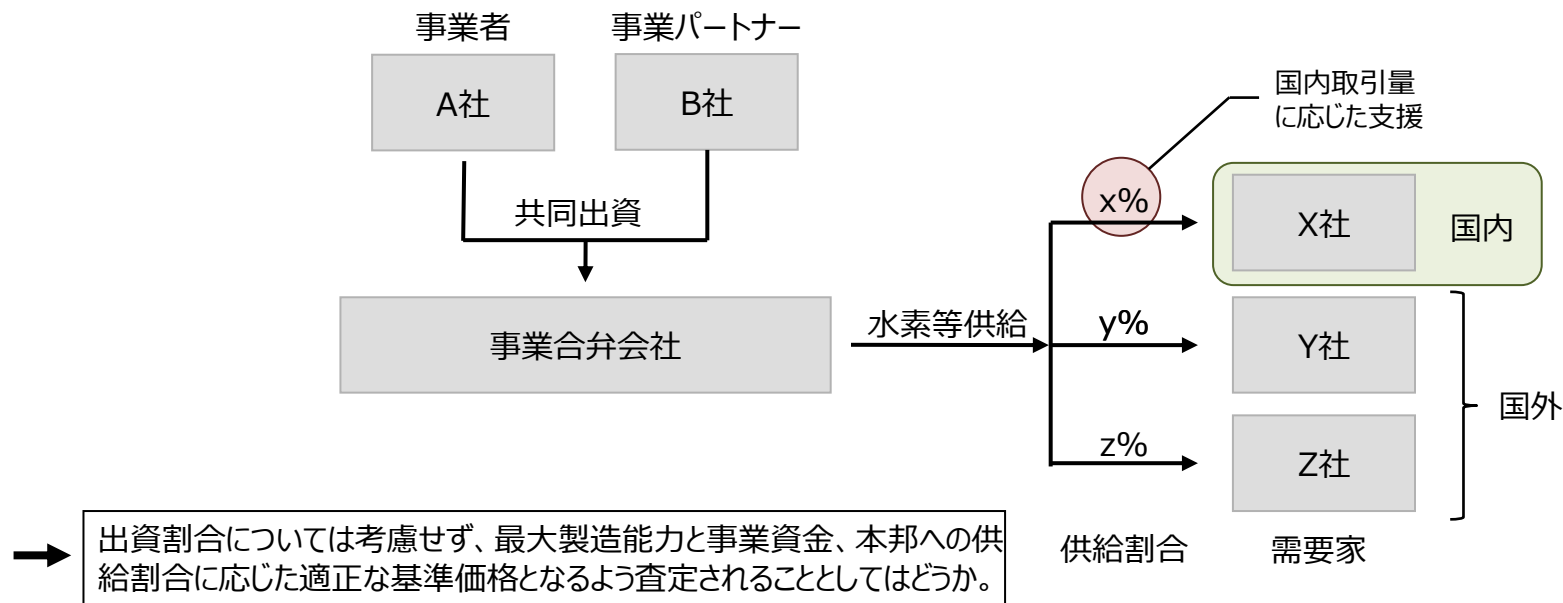
論点3-1：支援の受け手となるべき事業体の整理

- 大規模サプライチェーンの構築により水素製造コストを下げ、広く普及させることが本制度の目的であることに鑑みれば、自ら製造・輸送して自ら使用する場合（パターン③）については議論が必要となる。
- 本パターンの供給形態は、水素等の供給先が限定されており、水素サプライチェーンの大規模化・多様化によるコスト低減の度合いは、他の需要家に販売するケースに比べ、限定的であると推察される。
- 他方、自家消費であっても我が国の脱炭素目標の達成に資するものであることに変わりはなく、そもそも不確実性が大きい中で大規模水素等の供給を目指す事業者が背負う投資リスクは大きい。また、水素等新たなエネルギーの黎明期にあって、ファーストムーバーにおいてはオフテイクの確保が困難である事情も存在する。
- これらの事情を鑑みれば、パターン③について、外部に需要家が現れた際に適切に取引に応じることを前提（事前に表明を求めるなど）として、同様に支援の対象とすることとしてはどうか。
- 更に、今回の整理では判断が困難な下記のようなケースも想定されるため、今後案件に即して個別に検討する必要がある。
 - － 水素等を消費する需要家が供給事業を別会社として設立し、親元の敷地内で水素製造設備等を建設し、親元の子会社に供給するケース。（前ページの区分けではパターン②に該当するが、実態としてはパターン③の小規模自家消費と同様）
 - － 水素等を製造する事業者が、同事業内で燃料転換（アンモニアやMCH合成など）し他社へ販売するケース。（これまでの議論では水素等を発電用途として使用する場合（電気エネルギーへの転換）は「消費」と位置づけられていたため、燃料転換に関しても自家消費とみなされるのではないか。）

論点3-2：生産量と国内引取量の割合

- 主に海外生産の場合、水素等の本邦引受量は、プロジェクトを推進する事業会社に対する事業者による出資比率や、事業パートナー間の交渉で決められる生産物の販売権等によることが多く、生産量全体のうち一部となることもある。
- 本制度には本邦のエネルギー安定供給に資するサプライチェーン構築支援という目的があることを鑑みると、事業者が支援を受ける割合は、**事業全体での生産量に対する国内引取量のうち燃料として使用される割合を基本とすることが適切ではないか。**
- なお、このような場合における支援の対象者は、事業全体の水素等生産能力や事業資金（財務情報）などの情報を提出できることを前提とすることとしてはどうか。

合併による国外プロジェクトの例



論点4：国内事業への支援について

- 前回の委員会で示した通り、水素等新たなエネルギーの導入においてはS+3Eを前提として制度設計を進めているところ、エネルギー安全保障の観点から国内における水素製造事業を大規模化し、エネルギー自給率を向上させることを念頭においた制度とするべきではないか。また、2050年CNの実現に向けて、再エネの大量導入が見込まれるが、水電解による水素製造は余剰電力の調整力としての機能も有し、再エネの有効活用にも繋がる。このような観点からも、水素等の製造事業が国内でより進む制度とする必要がある。

(参考) 海外事業においては、前回の小委で示した通り、引き続き総合評価の中で案件の採択を行っていくが、エネルギー資源の安定供給を確保するため、日本企業が海外での資源権益を確保し、直接その開発・生産に携わることで、生産物の引取を行う(いわゆる自主開発)比率を高めることが望ましい。なお、石油・天然ガスについては「2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる」(第6次エネルギー基本計画)を目標値としている。

- 国内製造事業を推し進めるにあたり、留意すべき点として、下記の点があるのではないか。
 - ① 水素製造価格が海外と比べて割高となり、支援終了後の価格競争力に劣る事業となるおそれ。
⇒**本国産であることを表示(ラベリング)**し、安定供給への貢献を含めた国内産水素の「付加価値」を評価・換算する仕組みや、支援終了後においても国内で水素製造を続け、継続的に取引をしていくような事業継続計画を事前に提出させるなど更なる設計が必要ではないか。
 - ② 水素製造設備建設に先立ち、地域住民をはじめとした地域や自治体の十分な理解が必要。
⇒自治体のまちづくり計画に含まれているなど、**自治体等のコミット**を要件としてはどうか。
- その他、**過去の制度等における経験**などを踏まえ、国内事業を進めるにあたり考慮すべき点はないか。
- また、前回の委員会では、国内製造に対して採択枠を設けるべきとのご意見を頂いた。国内においても大規模にサプライチェーンを構築しつつ、価格低減が見込まれ、支援終了後においても事業の継続が期待される案件については優先して採択することとしてはどうか。

論点5：低炭素基準について

- 第4回委員会では、水素・アンモニアの需給拡大におけるコストとのバランスも勘案しつつ、国際的に遜色のないCO2閾値を求めていくこととしてはどうかと提示。
- 支援対象としては**原則グリーン又はブルー案件**とし、例外的に脱炭素化までの見通しが説明可能なグレー案件を受け入れることとすべきとの御意見をいただいた。
- さらに下記について留意のうえ、今回各事業者団体の提示する水準について御意見をいただきたい。
 - 基準値は各国・地域が設定するものであり、その目的や用途は様々。例えば、イギリスは**国内案件**の支援評価基準として独自の基準を提示。また、EUタクソノミー規則はサステナブルな経済活動に**投資を誘導する**ための基準。
 - CO2排出量の**算定方法**等は国際的に継続議論中。
 - 国際的に遜色のない低炭素水準を求めると同時に、CO2回収については現在の技術開発状況を鑑みて達成可能なものであることも重要。
 - 基準値等を**一定期間後に見直し**を行うとしている国・地域もある。国際的な動向を注視し、海外の動向をみながら柔軟に対応していく必要。